

作成日 2006年 4月 1日  
改訂日 2016年 8月 17日

## 安全データシート

## 1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称	苛性ソーダ(液) (5~48%)
会社名	小厚化成株式会社
住所	大阪市浪速区恵美須西2丁目9番13号
担当部門	管理部 品質管理課
電話番号	06-6643-2100
緊急時の電話番号	06-6643-2100
FAX番号	06-6643-2104
整理番号	K-002

## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

物理化学的危険性	金属腐食性物質	区分1
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	区分3
	皮膚腐食性・刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1
	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	区分1
環境に対する有害性	水生環境有害性物質・急性	区分3
上記で記載のない危険有害性は分類対象外、分類できない、または区分外		

## GHSラベル要素

## 絵表示又はシンボル



## 注意喚起語

## 危険有害性情報

## 危険

重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷  
金属腐食のおそれ  
臓器(呼吸器)の障害  
水生生物に有害  
飲み込むと有害

## 注意書き

## 【安全対策】

取扱い後はよく手を洗うこと。  
他の容器に移し替えないこと。  
適切な保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
粉塵、ヒューム、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
環境への放出を避けること。  
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

## 【救急措置】

皮膚又は毛に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐ又は取り除くこと。  
皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。  
汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。  
吸入した場合、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
皮膚に付着した場合、眼に入った場合、飲み込んだ場合、吸入した場合は、直ちに医師に連絡すること。

暴露した場合、医師に連絡すること。物的被害を防止する為、流出したものを吸収すること。

**【保管】**

施設して保管すること。

耐食性／耐食性内張りのある容器に保管すること。

**【廃棄】**

内容物、容器を国際／国／都道府県／市町村の規制に従って廃棄すること。

**【重要な徴候】**

眼、皮膚等の生体組織に強い腐食性を持つ。たんぱく質を分解する作用があり、付着したものを完全に除かない限り次第に組織の深部に及ぶおそれがある。

特に眼に入ると視力の低下や失明をすることがある。希薄溶液でも繰返し接触していると皮膚表面の種々の組織を侵し、直接刺激性の皮膚炎又は慢性湿疹の症状を呈する。高濃度の場合には、急激に局部を刺激する。ミストを吸入すると気道の刺激症状がある。誤って飲み込んだ時には、口腔、喉、食道、胃などに炎症を起こす。

**3. 組成及び成分情報**

化学物質及び混合物の区別

化学名又は一般名

別名

化学特性（化学式等）

CAS番号

官報公示整理番号(化審法・安衛法)

TSCA

EINECS

濃度又は濃度範囲

GHS分類に寄与する不純物及び安定化

添加物

混合物

水酸化ナトリウム

水

苛性ソーダ

NaOH

H<sub>2</sub>O

1310-73-2

7732-18-5

(1)-410

該当しない

有り

215-185-5

5～48%

特になし

**4. 応急措置**

吸入した場合

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

直ちに医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

直ちに、汚染された衣類、靴などをすべて脱ぐこと、又は取り去ること。

汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

外観に変化が観られたり、痛みが続く場合は直ちに医療措置を受ける。

医師の指示無く薬等を薬傷部に塗らない。

目に入った場合

製品に触れた部分を水又は微温湯と石鹼でよく洗うこと。

直ちに多量の水道水で15分以上洗い流し、速やかに医師の手当てを受けること。眼はこすったり固く閉じさせてはならない。

飲み込んだ場合

コンタクトレンズを使用の場合、固着していない限り取り除いて洗浄する。

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。被災者に意識が無い場合は、口から何も与えてはならない。

応急措置をする者の保護

直ちに医師に連絡すること。

汚染された衣類や保護具を取り除く。救助者が有害物に触れないよう手袋を使用するなど注意する。誤飲及び吸入の被災者に人工呼吸をする

場合は口対口法を用いてはいけない。逆流防止バルブのついたポケットマスクや医療用呼吸器を用いて人工呼吸を行う。

医師に対する特別注意事項

データなし

**5. 火災時の措置**

消火剤

粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂

この製品自体は燃焼しない。

使ってはならない消火剤

データなし

特有の危険有害性

不燃性であり、加熱されると分解して、腐食性又は毒性のヒュームを発生するおそれがある。

<p>特有の消火方法</p> <p>消火を行う者の保護</p>	<p>更なる水分や水に接触すると可燃性物質の発火に十分な熱を発生する。危険でなければ火災区域から容器を移動する。</p> <p>消火作業は風上から行う。</p> <p>消火作業の際は、空気呼吸器、ゴム製防護衣、ゴム製保護手袋、ゴーグル型保護メガネなど適切な保護具を着用する。</p>
<p>6. 漏出時の措置</p> <p>人体に対する注意事項、保護具および緊急措置</p> <p>環境に対する注意事項</p> <p>封じ込め及び浄化方法・機材</p>	<p>腐食性が強いので、必ず保護具を着用する。</p> <p>直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。</p> <p>ロープ等で関係者以外の立入りを禁止する。</p> <p>環境中に放出してはならない。</p> <p>少量の場合には、乾燥砂、土、おがくず、ウエス等により出来るだけ密閉空容器に回収する。本製品は強アルカリなので、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。必要があれば更に希塩酸、希硫酸等で中和する。処理後の土砂等については、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。</p>
<p>7. 取扱い及び保管上の注意</p> <p>取扱い 技術的対策</p> <p>局所排気・全体換気</p> <p>安全取扱い注意事項</p> <p>保管 適切な保管条件</p> <p>安全な容器包装材料</p>	<p>適切な保護具を着用する。緊急時の洗眼及び身体洗浄設備を設置する。取扱い後は、手、顔などをよく洗い、うがいをする。</p> <p>局所排気及び全体排気設備を設ける。みだりに粉塵、ヒュームが発生しないように取り扱う。</p> <p>アルカリ性なので酸性の製品との接触を避ける。</p> <p>リン化合物との反応により有毒・可燃性ガスを発生することがある。</p> <p>プラスチック、皮膜剤などを侵す場合がある。</p> <p>湿気や水分と接触すると発熱することがある。</p> <p>アルカリ性なので、酸性の製品とは同一場所に保管しない。通気を良くし、蒸気が滞留しないようにする。</p> <p>毒劇物取締法に基づき貯蔵は「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準」に従うこと。</p> <p>容器は密閉し、冷暗所に施錠して保管すること。</p> <p>軟鋼、銅、アルミニウム、亜鉛に対しては腐食性がある為、ステンレスまたはポリエチレン容器に保管する。</p>
<p>8. ばく露防止及び保護措置</p> <p>管理濃度</p> <p>許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標)</p> <p>日本産衛学会(2012年版)</p> <p>ACGIH(2010年版)</p> <p>設備対策</p> <p>保護具 呼吸器の保護具</p> <p>手の保護具</p> <p>眼の保護具</p> <p>皮膚及び身体の保護具</p>	<p>設定されていない</p> <p>最大許容濃度 2mg/m<sup>3</sup></p> <p>TLV 2mg/m<sup>3</sup>(天井値)</p> <p>局所排気及び全体排気設備を設ける。近くに手洗い、洗眼などの設備を設ける。取扱い場所は換気をよくする。</p> <p>防塵マスク、空気呼吸器</p> <p>ゴム保護手袋</p> <p>保護メガネ(ゴーグル型)</p> <p>不浸透性保護衣、ゴム長靴、ゴム前掛け</p>
<p>9. 物理的及び化学的性質</p> <p>物理的状態 外観</p> <p>臭い</p> <p>pH</p> <p>沸点、初留点及び沸騰範囲</p> <p>引火点</p> <p>自然発火温度</p> <p>蒸気圧</p> <p>比重(密度)</p> <p>溶解度</p> <p>オクタノール・水分配係数</p> <p>分解温度</p>	<p>無色透明液体。温度により凝固することがある。</p> <p>無臭</p> <p>14(1mol/L)</p> <p>138°C(48%)</p> <p>不燃性</p> <p>不燃性</p> <p>データなし</p> <p>1.50(48%)</p> <p>固体として42g/100g・水(0°C)、109g/100g・水(20°C)</p> <p>データなし</p> <p>データなし</p>

粘度	データなし
その他データ	データなし
<b>10. 安定性及び反応性</b>	
安定性	通常の取扱い条件では安定である。
危険有害反応可能性	アルカリ性なので酸と反応し発熱する。アルミニウム、銅、亜鉛等の金属を侵し水素を発生し、これが空気と混合して引火性爆発することがある。
避けるべき条件	水、湿った空気、混触危険物との接触。
混触危険性物質	酸化剤、強酸、銅、亜鉛、アルミニウム及びこれらの合金
危険有害な分解生成物	特になし
<b>11. 有害性情報</b>	
製剤としてのデータはない。 固体苛性ソーダについて記す。	
急性毒性 経口	ウサギ LD <sub>50</sub> 325mg/kg(固体苛性ソーダ) ヒトの中毒事例より、ヒトの体重を60kgとすると致死量は80～167mg/kg(固体苛性ソーダ)となるため区分3と判断される。 水溶液製品である本品に対しては、つなぎの原則(GHS文書3.1.3.5)を適用し、同じく区分3とした。
皮膚腐食性・刺激性	ヒト皮膚に対して0.5%以上で刺激性を引き起こす。 ブタ皮膚に対して8%以上で腐食性を引き起こす。 ウサギ皮膚に対して5% 4時間で重度の壊死を引き起こす。
眼に対する重篤な損傷・刺激性	ヒト眼に対して重篤な損傷を引き起こす。 ウサギ眼に対して1.2%以上で腐食性を引き起こす。
呼吸器感受性又は皮膚感受性	呼吸器感受性: データなし 皮膚感受性: ヒトの皮膚での感受性試験において感受性は認められなかった。
生殖細胞変異原性	in vivo マウス骨髄小核試験: 陰性 AMES試験: 陰性
特定標的臓器・全身毒性一単回ばく露	ヒト呼吸器、気道を刺激し肺水腫を引き起こす。 呼吸器の障害。
吸引性呼吸器有害性	データなし
<b>12. 環境影響情報</b>	
生態毒性	魚類(カダヤシ)LC <sub>50</sub> /96時間 125mg/L 甲殻類(ネコゼミジンコ)LC50/48時間 40.4mg/L
<b>13. 廃棄上の注意</b>	
残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 水を加えて希薄な水溶液とし、酸で中和した後、多量の水で希釈して処理する。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託して処理する。 廃アルカリは特別管理産業廃棄物に指定されており、収集、運搬、処分は決められた基準に従って処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
汚染容器及び包装	容器は、関連法規並びに地方自治体の基準に従って都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託して適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
<b>14. 輸送上の注意</b>	
国際規制	クラス 8 (腐食性物質)
国連分類	1824
国連番号	水酸化ナトリウム(水溶液)
国連輸送名	容器等級 II
容器等級	Y類物質(溶液)
海洋汚染物質	

**国内規制****輸送の特定の安全対策及び条件**

「15. 適用法令」を参照

車両による運搬時は、運転者に必ずイエローカードを携帯させる。  
輸送作業は取扱い及び保管上の注意事項に留意して行う。毒物及び劇物取締法により、容器は「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準」に従うこと。容器表示は「医薬用外」、「劇物(白地に赤文字)」並びに成分名とその含有量、(容器による販売の場合は製造者の名称及び住所)が必要になる。

**緊急時応急措置指針番号**

154 毒性物質/腐食性物質(不燃性)

**15. 適用法令****労働安全衛生法**第57条の2 通知対象物 政令番号319号 水酸化ナトリウム  
規則第326条 腐食性液体**毒物及び劇物取締法**

第2条別表第2 劇物

**航空法**

施行規則第194条危険物告示別表第1 腐食性物質

**船舶安全法**

危規則第2、3条危険物 告示別表第1 腐食性物質

**海洋汚染防止法**

施行令別表第1 有害液体物質(Y類物質)(溶液)

**港則法**

施行規則第12条 危険物告示 腐食性物質

**労働基準法**

施行規則別表第1に基づく有害物を指定する告示 有害物

**水質汚濁防止法**

施行令第3条 水素イオン濃度等の項目

**化学物質管理促進法(PRTR法)**

指定化学物質に該当しない

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**

施行令第2条の4 特別管理産業廃棄物

**有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律**

第2条 有害物質

**道路法**

施行令第19条の13、車両の運行の制限

**食品衛生法**

施行規則第12条 健康を損なうおそれのない添加物(別表第1)

**医薬品医機器等法**

第44条第2項(施行規則第204条別表第3)劇薬

**16. その他の情報****参考文献**

- 1) 作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)平成16年10月1日改正
- 2) 産業衛生学会誌 vol.51(2012)
- 3) 無機化学ハンドブック(技報堂)、化学便覧(日本化学会編)
- 4) Screening Information Data Set(2005)
- 5) PATTY'S Toxicology 5th(2001)
- 6) 緊急時応急処置指針(改訂版)、(社)日本化学工業協会(2006)  
原著:北米緊急時応急措置指針2004年版
- 7) ACGIH, TLVs and BEIs Based on the Documentation of the Threshold Limit Values for Chemical Substances and Physical Agents & Biological Exposure Indices(2010)

**問合せ先**

小厚化成株式会社 TEL 06-6643-2100

**記載内容の取り扱い**

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特別な取り扱いをする場合は用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。記載内容は情報提供であって保証するものではありません。